

一般会計の決算

(1) 決算の概要

平成21年度の一般会計決算について、その概要を説明いたします。

一般会計の予算規模は、

| | |
|---------------|--------------|
| 当 初 予 算 | 59億3,600万円 |
| 国庫補助の決定等に伴う補正 | 10億1,592万9千円 |
| 最 終 予 算 | 69億5,192万9千円 |

となり、平成20年度に比べて1.3%の増額予算となっています。

さらに、平成20年度からの繰越明許事業費383,636千円を加えますと73億3,556万5千円となり、平成20年度に比べて、3.8%の増額予算となります。

この予算に対しての決算額は、

| | |
|---------------|--------------|
| 歳 入 | 71億3,635万3千円 |
| 歳 出 | 69億1,733万3千円 |
| 歳 入 歳 出 差 引 額 | 2億1,902万円 |

となります。(第1表参照)

なお、平成21年度決算においては、平成22年度へ繰越明許費繰越額の一般財源分35,800千円があり、次の第1表で示すように歳入歳出差引額からこの翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた額が実質収支額であります。その結果、1億8,322万円の黒字決算となり、3~5%が望ましいとされている実質収支比率(臨時財政対策債発行可能額を含めた標準財政規模に対する割合)は4.5%となりました。

また、単年度収支(平成21年度実質収支と平成20年度実質収支の比較)を見ると、25,745千円の減額となりましたが、これは、後年度の財政基盤の強化を図るべき財政調整基金に4億0,199万9千円を積み立てたからです。

平成21年度中、歳入面では、国県支出金等の補助金増をはじめ積極的に財源の確保に努める一方、歳出面では、行財政改革に取り組むとともに、集中管理等による一般行政経常経費を節約するなど効率的な予算の執行に努めました。

この結果、実質収支が黒字となり収支の均衡を図ることができました。

しかしながら、一般財源である町税が、今日における社会経済の状況から大きな伸びが見込めず、地方財政を取り巻く環境は、厳しい状況であります。

このような状況の中、義務的経費等は年々増加の傾向にあることから、「門川町行財政改革構想」に盛り込んだ実施計画に基づき、行財政改革を強力に推進し、財政の健全化に努めていく必要があります。

第1表

最近5カ年の決算収支状況

(単位:千円)

| 区 分 | | 平成21年度 | 平成20年度 | 平成19年度 | 平成18年度 | 平成17年度 |
|-------------------|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入決算額 | A | 7,136,353 | 6,772,573 | 6,195,152 | 6,287,398 | 6,891,983 |
| 歳出決算額 | B | 6,917,333 | 6,531,492 | 5,990,753 | 6,075,835 | 6,580,521 |
| 形式収支(A-B) | C | 219,020 | 241,081 | 204,399 | 211,563 | 311,462 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 | D | 35,800 | 32,116 | 5,500 | 26,764 | 93,518 |
| 実質収支(C-D) | E | 183,220 | 208,965 | 198,899 | 184,799 | 217,944 |
| 単年度収支(現年度E-前年度E) | F | 25,745 | 10,066 | 14,100 | 33,145 | 11,134 |
| 財政調整基金積立金 | G | 401,999 | 382,826 | 186,908 | 390,465 | 380,000 |
| 繰上償還金 | H | | | 33,105 | | |
| 財政調整基金取崩額 | I | 270,000 | 180,000 | 180,000 | 150,000 | 160,000 |
| 実質単年度収支額(F+G+H-I) | J | 106,254 | 212,892 | 54,113 | 207,320 | 231,134 |
| 標準財政規模 | K | 3,781,778 | 3,807,450 | 3,739,695 | 3,700,731 | 3,595,595 |
| 実質収支比率(E/K) | L | 4.8 | 5.5 | 5.3 | 5.0 | 6.1 |
| 臨時財政対策債発行可能額 | M | 306,227 | 197,309 | 210,651 | 232,190 | 255,076 |
| 実質収支比率(E/K+M) | N | 4.5 | 5.2 | 5.0 | 4.7 | 5.7 |

財政健全化法に基づく健全化判断比率との整合性を図るため、臨時財政対策債発行可能額を含めた標準財政規模で算定する取扱いとなったため。